

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

タイトル	自立支援型ケアマネジメントによる介護予防・重度化防止の推進
-------------	--------------------------------------

現状と課題

高齢者が地域において自立した生活を営むことができるよう、身体や生活の状況に応じた適切な支援や、要介護状態となることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止といった介護保険制度の理念を踏まえ、予防前置主義に立脚した介護予防及び重度化防止と疾病予防対策を効果的に連動させるため、軽中度の認定者に対する疾病の再発予防に重点を置いたケアマネジメントや重度の認定者に対する重症化予防に重点を置いたケアマネジメントが課題である。

当市の現状としては、認定率こそ大幅な増加は無かったものの、総合事業対象者の悪化が際立っている。

第7期における具体的な取組

- (1) 自立支援型ケアマネジメントによる介護予防・重度化防止の推進
- 第7期計画では、介護予防の効果を考慮しない要介護認定者数の推計値（自然体推計）と、介護予防の効果を見込んだ認定者数を推計している。
- この推計値に対して、自立支援型ケアマネジメントによる介護予防・重度化防止を推進することにより、さらなる低い認定者数、認定率を目標値として定め、取組を行う。

目標（事業内容、指標等）

- (1) 自立支援型ケアマネジメントによる介護予防・重度化防止の推進

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
①推計高齢者数		14,550 人	14,686 人	14,827 人
②推計認定者数(自然体)		1,505 人	1,574 人	1,646 人
③推計認定者数(予防後)		1,471 人	1,536 人	1,608 人
④推計認定率(予防後:③/①)		10.1%	10.5%	10.8%
目標値	⑤認定者数	1,442 人	1,475 人	1,512 人
	⑥認定率(⑤/①)	9.9%	10.0%	10.2%

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法

第7期介護保険事業計画では、地域包括支援センターによる自立支援型及び包括的ケアマネジメントの推進を計画に掲げ、自立支援・重度化防止に関する取組を行っている。

具体的には、地域包括支援センターが自分たちのプランを地域包括支援センター全体で評価する評価会議を開催し、評価の徹底、自立支援型ケアプラン策定の徹底を行う。また、医療的なかかわりが必要なケースについては、コミュニティケア会議で検討して、医療・介護の連携を図っている。

各、地域包括支援センターが作成する介護予防支援計画（予防給付、総合事業対象者）の改善、悪化の状況を確認し、概ねの改善の目標値をあげている。

※取組及び目標が複数ある場合は、それぞれについて作成してください。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

タイトル	地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントの推進
-------------	-------------------------------------

現状と課題

高齢者が地域において自立した生活を営むことができるよう、身体や生活の状況に応じた適切な支援や、要介護状態となることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止といった介護保険制度の理念を踏まえ、予防前置主義に立脚した介護予防及び重度化防止と疾病予防対策を効果的に連動させるため、軽中度の認定者に対する疾病の再発予防に重点を置いたケアマネジメントや重度の認定者に対する重症化予防に重点を置いたケアマネジメントが課題である。当市の現状としては、総合事業対象者の悪化が際立っており、一因としてコミュニティケア会議の方針見直しによる実施回数の減少が挙げられる。

第7期における具体的な取組

(1) 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントの推進
 各地域包括支援センターによるケアマネジメント効果を高め、各地域包括支援センターが作成する介護予防サービス支援計画（予防給付及び総合事業対象者）による対象者の状態改善、維持及び悪化の割合について目標値を定め取組を行う。

目標（事業内容、指標等）

(1) 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントの推進

	予防給付			総合事業対象者		
	改善率	維持率	悪化率	改善率	維持率	悪化率
南	40.0%	40.0%	20.0%以下	58.0%	12.0%	30.0%以下
北	42.0%	38.0%	23.0%以下	65.0%	10.0%	25.0%以下
北第二	42.0%	42.0%	16.0%以下	60.0%	12.0%	28.0%以下
中央	43.0%	40.0%	17.0%以下	65.0%	10.0%	25.0%以下
中央第二	40.0%	40.0%	20.0%以下	60.0%	12.0%	28.0%以下
平均	41.0%	40.0%	20.0%以下	62.0%	11.0%	28.0%以下

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法

第7期介護保険事業計画では、地域包括支援センターによる自立支援型及び包括的ケアマネジメントの推進を計画に掲げ、自立支援・重度化防止に関する取組を行っている。

具体的には、地域包括支援センターが自分たちのプランを地域包括支援センター全体で評価する評価会議を開催し、評価の徹底、自立支援型ケアプラン策定の徹底を行う。また、医療的なかかわりが必要なケースについては、コミュニティケア会議で検討して、医療・介護の連携を図っている。

各地域包括支援センターが作成する介護予防支援計画（予防給付、総合事業対象者）の改善、悪化の状況を確認し、概ねの改善の目標値をあげている。

※取組及び目標が複数ある場合は、それぞれについて作成してください。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

タイトル	介護給付等に要する費用の適正化への取組と目標
------	------------------------

現状と課題

増加する高齢者と生活課題（高齢者の自立を阻害する身体的・精神的・経済的要因）へ対応ができるよう、コミュニティケア会議を包括的・継続的マネジメントの上部会議と位置づけ、自立支援に資する高齢者（市民）に対するケアプラン等の調整・支援を通じて、ケアマネジメントの質の向上と介護給付費等の適正化を図る必要がある。当市の現状としては、何れの分野においても概ね目標値を達成できている。

第7期における具体的な取組

- (1) 要介護認定の適正化
要介護認定の適正性及び公平性を確保するため、認定調査の結果に対して職員による点検を実施。
- (2) ケアプランの点検
個別のケアプランが、利用者の自立支援に資する適切なものとなっているか等に着目し、コミュニティケア会議におけるケアプランの確認、プランの内容に関する指導及び助言を行うとともに、ケアマネジメントの質の向上の一環としてケアプラン作成技術の普及を図る。
- (3) 住宅改修等の点検
住宅改修及び福祉用具貸与については、在宅における自立した生活を効果的に支援するという観点から、利用者の身体及び生活の状況に応じた適切な利用を推進する。
- (4) 縦覧点検・医療情報との突合
サービス供給体制及び介護報酬請求の適正化を推進するため、介護と医療情報との突合確認を行うとともに、給付実績の情報を活用して、不適切な給付を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導・育成を図る。
- (5) 介護給付費通知
保険者から受給者本人及び家族に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について介護給付費通知を発行することで適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認する機会として活用する。

目標（事業内容、指標等）

(1) 要介護認定の適正化

- ① 新規の要介護認定及び指定居宅介護支援事業所等に委託している区分変更申請及び変更申請に係る認定調査の結果について、職員による点検を実施。
 - ② 市職員等による認定調査実施件数は、計画期間内の年度ごとに1,300件実施。
- ①②によりケアマネジメントの質を向上させる。

(2) ケアプランの点検

- ① 適切なケアマネジメントを推進するため、コミュニティケア会議を計画期間内の年度ごとに60回実施。
 - ② ケアマネジメント技術の向上とケアプラン作成手法を普及させるための研修会を計画期間内の年度ごとに2回以上実施。
- ①②によりケアマネジメントの質を向上させる。

(3) 住宅改修等の点検

住宅改修及び福祉用具貸与の申請に対して、審査前にケアプランに基づく事前確認及び施工後の確認を行い、自立支援に資するサービス提供を実現する。

(4) 縦覧点検・医療情報との突合

国保連合会介護給付適正化システムを活用した過誤申立により、計画期間の各年度において50件以上の不適切な給付を発見し、300,000円以上の適正化効果額を出す。

(5) 介護給付費通知

介護給付費通知を、計画期間の各年度において2回（12ヶ月分）を実施することで、受給者本人及び家族に対して、適正な介護給付がされていることの確認及び理解を促す。

目標の評価方法

● 時点

中間見直しあり

実績評価のみ

● 評価の方法

(1) 要介護認定の適正化

- ① 新規の要介護認定及び指定居宅介護支援事業所等に委託している区分変更申請及び変更申請に係る認定調査の結果について、職員による点検を行った件数。
- ② 市職員等による認定調査実施した件数。

(2) ケアプランの点検

- ① 適切なケアマネジメントを推進するため、コミュニティケア会議等（ケア会議、評価会議、エントリー会議等）の実施件数。
- ② ケアマネジメント技術の向上とケアプラン作成手法を普及させるための研修会実施回数。

(3) 住宅改修等の点検

住宅改修、福祉用具購入、福祉用具貸与（軽度者レンタル）の申請に対して、審査前に

ケアプランに基づく事前確認及び施工後の確認の実施件数。

- (4) 縦覧点検・医療情報との突合
過誤申立件数及び適正化効果額。
- (5) 介護給付費通知
介護給付費通知の送付件数。

※取組及び目標が複数ある場合は、それぞれについて作成してください。